

## 人事院による法令の解釈について

平成 31 年 3 月 28 日  
人事院事務総局

国家公務員法制のうち人事院が所管する法令の一般的な解釈について、説明を求められた場合には、必要に応じて、人事院としての解釈を示すことになる。各府省が所管する法令については、行政事務の分担管理原則（国家行政組織法第 5 条第 1 項）から、一義的にはその法令を所管する府省が解釈を行うことになると解される。

例えば、国家公務員法第 82 条第 1 項第 1 号により、同法若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合に懲戒処分の対象となる所、国家公務員法第 98 条第 1 項において「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従」わなければならないとされている。ここでいう「法令」とは、職員が「その職務を遂行するについて」定められているものと解されていることから、職員が法令に違反しているかどうかについては、一義的には職員が所属する府省の解釈に基づいて、任命権者により判断されるものと考えられる。

仮に、各府省が職員の非違行為に対して適切に対処しない場合には、人事院は、懲戒制度の適切な運用の確保の観点から、各府省に対して助言、指導を行うこととなる。

なお、国家公務員法第 84 条第 2 項において、人事院は、同法に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる規定されているが、この規定については、最高裁判所判決において、人事院は、任命権者が懲戒権を行使しない場合に、任命権者に代わって自ら懲戒権を行使し得るものと解されている。仮に、極めて不適切な法令解釈により任命権者が懲戒権を行使しないと判断するに至ったと思料される場合が生じた際には、人事院は、職員の人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等の観点から、必要に応じて、懲戒権を行使するに当たり、人事院としての法令解釈を行うこともあり得るところである。

懲戒処分を受けた職員は、国家公務員法第 90 条第 1 項に基づき、人事院に対して、審査請求をすることができる。人事院は、同法第 91 条に基づき、当該審査請求を受理したときは、独自に当該事案について調査を行い、証拠に基づいて事実を認定し、人事院としての法令解釈に基づき、処分が適法であるかどうか及び処分が妥当であるかどうかの処分の量定についても判断を行うこととなる。

以 上